

技術資料及び参加資格確認申請書類等の 一部取り扱いの変更について

平成28年4月
水道局管財課

平成28年7月1日以降の岡山市水道局発注の建設工事及び建設コンサルタント業務等の公告において、技術資料及び参加資格確認申請書類等の一部取り扱いを以下の通り変更しますので、お知らせします。

1. 変更内容

総合評価一般競争入札の企業の施工実績、配置予定技術者の施工経験の評価の際、また落札候補者決定後の参加資格確認申請の提出書類の一つとして、一般財団法人日本建設情報総合センターの竣工時の登録内容確認書（竣工時工事カルテ受領書）（建設コンサルタント業務等の場合は業務完了時の登録内容確認書（業務カルテ受領書））の写しとしていましたが、平成28年7月1日以降の公告からは、竣工時（業務完了時）の登録内容確認書の写しとし、工事カルテ受領書、業務カルテ受領書は認めないこととします。

なお、総合評価一般競争入札において、登録内容確認書であっても、技術者の従事期間等の必要事項が明記されていないものは、配置予定技術者の施工経験等について評価できない場合がありますのでご注意ください。

また、登録内容確認書をお持ちでない方は、一般財団法人日本建設情報総合センターで再発行の手続きを行ってください。日数がかかる場合も考えられますので、早めに準備をお願いいたします。

2. 適用

平成28年7月1日以降に公告する岡山市水道局発注の建設工事及び建設コンサルタント業務等

3. 問合せ先

岡山市水道局管財課（契約係） TEL 086-234-5917